

公 募 説 明 書

1 件名

令和 8 年分 鑑定評価員等及び土地評価精通者の公募

2 業務内容

(1) 鑑定評価員等

相続税、贈与税等の課税における土地等の評価の基準となる路線価等の評定に必要な鑑定評価を行う。

なお、詳細については「鑑定評価員等業務仕様書」のとおり。

(2) 土地評価精通者

相続税、贈与税等の課税における土地等の評価の基準となる路線価等の評定に必要な調査を行う。

なお、詳細については「土地評価精通者業務仕様書」のとおり。

3 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されている者であること。

(5) その他、本説明書、「鑑定評価員等業務仕様書」及び「土地評価精通者業務仕様書」（以下併せて「仕様書」という。）に記載された条件を満たす者であること。

4 公募説明書配付等の期間及び場所

(1) 期間

令和 7 年 7 月 4 日（金）から令和 7 年 7 月 25 日（金）まで

（午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時までの間。ただし、「行政機関の休日に関する法律」に定める行政機関の休日を除く。）

(2) 場所

局 署	部 署	住 所	電話番号
関東信越国税局	総務部 会計課 経費第一係	〒330-9719 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048(600)3111 (代表)
水戸税務署	評価専門官	〒310-8666 水戸市北見町1番17号	029(231)1178 (ダイヤルイン)
宇都宮税務署	評価専門官	〒320-8655 宇都宮市昭和2丁目1番7号	028(621)2150 (ダイヤルイン)
前橋税務署	評価専門官	〒371-8686 前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎	027(224)4452 (ダイヤルイン)
川越税務署	評価専門官	〒350-8666 川越市大字並木452番地の2	049(235)9409 (ダイヤルイン)
浦和税務署	評価専門官	〒330-9590 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048(600)5464 (ダイヤルイン)
春日部税務署	評価専門官	〒344-8686 春日部市大沼2丁目12番地1	048(733)2953 (ダイヤルイン)
新潟税務署	評価専門官	〒951-8685 新潟市中央区西大畑町5191番地	025(229)2154 (ダイヤルイン)
長野税務署	評価専門官	〒380-8612 長野市西後町608番地の2	026(213)8007 (ダイヤルイン)

5 希望届出書等の提出期限及び提出先等

(1) 提出期限

令和7年7月25日(金) 午後5時(必着)

(2) 提出先

〒330-9719

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館

関東信越国税局 課税第一部 資産評価官 評価係

(3) 提出方法

イ 提出先へ郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)をもって希望届出書等を送付するときは、封筒に「鑑定評価員等及び土地評価精通者の希望届出書等在中」と記載し、提出期限までに提出先へ到着するように送付する。

ロ 提出先へ持参するときは、提出期限までに提出先へ持参する。

(4) 提出書類

イ 鑑定評価員等

「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」

ロ 土地評価精通者

(イ) 不動産鑑定士

「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」

(ロ) 不動産鑑定士以外

「土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士以外用）」

ハ 鑑定評価員等及び土地評価精通者共通

- ・ 「指名停止等に関する申出書」（契約者ごとに作成）
- ・ 「誓約書」及び「役員等名簿」（契約者ごとに作成）
- ・ （令和8年地価公示の鑑定評価員に委嘱された不動産鑑定士のみ）地価公示の鑑定評価員に係る委嘱状の写しなど、委嘱の事実が確認できる書類

(5) その他

イ 公募に参加しようとする者は、募集に関する公告、本説明書、仕様書等の内容について、十分承知しておくこと。

ロ 業務に関して疑義がある場合は、関係職員に説明を求めること。

ハ 希望届出書の提出後、不明点等があったことを理由として異議を申し立てないこと。

ニ 当局へ提出した上記（4）の書類の記載内容に変更があった場合には、当局へ直ちに連絡し、当局の指示に従うこと。

6 契約保証金

全額免除する。

7 希望届出書の無効

本説明書及び仕様書に記載された条件を満たさない者から提出された希望届出書は無効とする。

8 契約書等作成の要否

契約締結に当たっては、契約書（又は請書）を作成するものとする。

なお、様式は「契約書（案）」及び「請書（案）（不動産鑑定士用・不動産鑑定士以外用）」のとおり。

9 従事者及び契約者の決定方法等

(1) 鑑定評価員等

仕様書に定める選任基準により従事者を選任する。

また、鑑定評価員等を選任された不動産鑑定士が主宰又は所属する不動産鑑定業者を契約者とする。

なお、応募者が多数の場合は、選任基準に該当する者であっても、選任されない可能性が

ある。

(2) 土地評価精通者

仕様書に定める選任基準により従事者を選任する。

また、提出された希望届出書のとおり、選任された土地評価精通者個人又はその土地評価精通者が主宰又は所属する法人等（個人事業者を含む。）を契約者とする。

なお、応募者が多数の場合は、選任基準に該当する者であっても、選任されない可能性がある。

10 報酬

(1) 報酬額

単価契約とする。

なお、詳細は「鑑定評価員等業務仕様書」及び「土地評価精通者業務仕様書」のとおり。

(2) 報酬の振込先口座

報酬の振込先の口座名義については、契約者と同一とする。

(3) 報酬の請求

報酬の請求は、当局が別途定めた書式又は当局が事前に承認した請求書により行う。

11 問合せ先

(1) 仕様内容に関する事項

関東信越国税局 課税第一部 資産評価官 評価係

Tel048-600-3111 内線 2286

(2) 契約に関する事項

関東信越国税局 総務部 会計課 経費第一係

Tel048-600-3111 内線 2146

12 その他

(1) 交付書類は、「令和8年分 鑑定評価員等及び土地評価精通者の公募」のためのものであり、他の目的に使用することを禁止する。

(2) 本説明書及び仕様書に記載されていない事項について不明な点が生じた場合は、当局担当職員の指示に従うこと。

(3) 公募に係る提出書類の作成に要する費用は全て提出者の負担とする。

(4) 本説明書を含む交付書類は、申込書等の提出後、速やかに廃棄すること。